足立成和信用金庫

## 「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では「当座勘定規定」を下記のとおり改定しますのでお知らせいたします。 なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用 させていただきます。

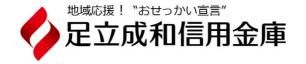
記

- 1. 改定となる規定
  - 当座勘定規定(一般用)
  - 当座勘定規定(専用約束手形用)
- 2. 改定日 2023年8月16日(水)
- 3. 改定内容

下記部分に条項②を追加

- 当座勘定規定(一般用)……第9条(支払の範囲)
- 当座勘定規定(専用約束手形用)……第 10 条(支払の範囲)
- ※詳細は別紙をご参照ください。

以上



## 別紙

## ◎当座勘定規定(一般用)新旧対照表

改定前	改定後
第9条(支払の範囲)	第9条(支払の範囲)
① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘	① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘
定の支払資金をこえる場合には、当金庫は	定の支払資金をこえる場合には、当金庫は
その支払義務を負いません。	その支払義務を負いません。
	② 提示された手形、小切手は、提示の15時
(新設)	<u>までに当座勘定に受入れまたは振込まれた</u>
	資金により支払います。ただし、当金庫の
	裁量により15時以降に入金した資金を支
	払いに充当することもできるものとしま
	<u>す。</u>
② 手形、小切手金額の一部支払はしません。	③ 手形、小切手金額の一部支払はしません。

## ◎当座勘定規定(専用約束手形用)

改定前	改定後
第10条(支払の範囲)	第10条(支払の範囲)
① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘	① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘
定の支払資金をこえる場合には、当金庫は	定の支払資金をこえる場合には、当金庫は
その支払義務を負いません。	その支払義務を負いません。
	② 提示された手形、小切手は、提示の15時
(新設)	までに当座勘定に受入れまたは振込まれた
	資金により支払います。ただし、当金庫の
	裁量により15時以降に入金した資金を支
	払いに充当することもできるものとしま
	<u>す。</u>
② 手形、小切手金額の一部支払はしません。	③ 手形、小切手金額の一部支払はしません。